

発委第1号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月21日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説 明

この案を提出するのは、一般質問における代表質問の取扱いを変更することに関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

## 長久手市議会規則第 号

## 長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後          | 改正前                                |
|--------------|------------------------------------|
| (一般質問)       | (一般質問)                             |
| 第59条 (略)     | 第59条 (略)                           |
| 2及び3 (略)     | 2及び3 (略)                           |
|              | <u>4 質問者の質問時間は、答弁を含めて60分以内とする。</u> |
| <u>4</u> (略) | <u>5</u> (略)                       |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。